

札幌市立学校ネットパトロール等業務

仕様書

札幌市教育委員会

業務仕様書

1 業務名

札幌市立学校ネットパトロール等業務

2 業務概要

市立学校に関わる定期的なネットパトロールを行うとともに、学校事故に係る緊急検索、学校からの削除依頼対応を行う。

3 業務の履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

4 業務内容

(1) ネットパトロール

ア 調査対象サイト

インターネット上の札幌市立学校に関する非公式サイト及び札幌市立学校の児童・生徒に関する有害投稿（以下、「学校非公式サイト等」という。）等。

但し、以下のサイトは対象外とする。

- ・有料、会員制、招待制、パスワード制限等、閲覧に制限があるWEBサイトの調査
- ・文字部分にネットパトロールの対象となるキーワードが記載されていないサイトの調査（画像、動画、音声のサイト等の内、文字部分にキーワードの含まれないもの）

イ 調査対象学校

別紙1

ウ 調査方法

インターネット上の学校非公式サイト等を学校名、学校名の略称・俗称、学校所在地や別紙2のリスクポイント算出表の大分類、小分類等をキーワードにした検索作業により、調査対象となるサイト及び投稿（別紙2に関する内容）を収集、分類する。

エ 調査実施期間

(7) 定期調査

全調査対象学校を各期1回以上は検索を行う

第1期 4月1日から6月30日

第2期 7月1日から9月30日

第3期 10月1日から12月31日

第4期 1月1日から3月31日

(イ) 定点監視

上記(ア)で検出された学校非公式サイト等のうち、注視する必要があると思われるサイトに対しては、月2回以上の監視を行う。なお、監視するサイト及び監視期間は、教育委員会と協議を行い決定する。

(ウ) 常時監視

リスクポイントが7以上となった投稿を検出した場合には常時監視を行う。監視するサイト及び監視期間は、教育委員会と協議を行い決定する。

(エ) 学校事故等に係る緊急監視

調査対象校管理下における事故及び市立学校におけるいじめ、不登校、暴力行為等の児童生徒の問題行動、児童生徒及び学校関係職員による事件・事故など学校事故等の発生に関わって緊急の検索が必要だと教育委員会が指示したときは、教育委員会が設定したキーワードによる検索を行い検出する。監視期間及び頻度は、教育委員会と協議を行い決定する。

なお、この検索・検出には、文字部分にキーワードが記載されていない画像、動画、音声のサイト等の調査を含む場合がある。

オ 連絡方法

(ア) 教育委員会

閉庁日を除き8時15分から17時15分は、電話又は電子メールにて行うものとする。個人情報を含むデータを電子メールにて送信する場合にはマイクロソフトワードファイル若しくはエクセルで作成し、必ずパスワードを設定すること。

緊急時の連絡が必ずできるよう、委託期間中24時間連絡が取れる電話窓口を設置すること。

(イ) 調査対象校

電子メールにて行うものとする。個人情報を含むデータを電子メールにて送信する場合にはマイクロソフトワードファイル若しくはエクセルで作成し、必ずパスワードを設定すること。

なお、調査対象校の電子メールアドレスについては、教育委員会が提供する。

カ 報告及び対応

(ア) ネットパトロール報告書の提出

各期のネットパトロールの終了後、10日以内に検出したサイト及び投稿の集計・分析をしたネットパトロール報告書を教育委員会に提出する(年4回)。ただし、第4期の報告書については、3月31日までに提出する。

(イ) リスクポイント6未満の投稿

検出された学校非公式サイト等のうち、リスクポイント6未満のものについては、各期のネットパトロールの終了後、10日以内に検出した学校非公式サイト等のURL、投稿者の情報、投稿内容等の一覧を当該学校に提出する（年4回）。ただし、第4期の一覧の提出については、3月31日までに提出する。

(ウ) リスクポイント6の投稿

検出された学校非公式サイト等のうち、リスクポイントが6のものについては、投稿に係る情報を教育委員会及び当該学校に「オ」の連絡方法により速やかに報告し、削除の具体的な方法等について、適宜、当該学校へ協力する。

(エ) リスクポイント7以上の投稿

検出された学校非公式サイト等のうち、リスクポイントが7以上のものについては、即時、教育委員会が定めた電話連絡先へ緊急連絡を行う。

また、教育委員会及び当該学校における対策会議に出席し、技術的な対応について協力する場合がある。

(2) 学校からの削除支援

ア 削除支援の対応

学校からのサイトや投稿の削除支援依頼に基づき、削除方法や対応方法等について当該学校に助言及び協力を行う。

イ 支援後の経過観察

削除支援を行ったサイトについては、「(1)ーエー(イ) 定点監視」の対象に加え、当該学校に状況を適宜連絡する。

5 業務実施体制

- (1) 受託者は、本仕様において定める業務ごとの責任者の役職及び氏名、業務全体の管理者の役職及び氏名など、実施体制について明らかにすること。
- (2) ネットパトロールに係る管理責任者は、ネット監視業務に従事する経験が3年以上の者とする。

6 報告書

ア 月例報告書

受託者は、毎月10日までに前月の業務の進捗について月例報告書を作成し、1部提出する。月例報告書は、任意の様式により各月の業務の進捗がわかるものとする。ただし、3月の業務については、3月31日までに提出する。

イ 業務完了報告書

本事業の業務終了時に、事業の取組内容、及び成果と課題等を盛り込んだ報告書を作成し、5部提出する。業務完了報告書は、「4-(1)-カー(ア)」に記載したネットパトロール報告書の内容についても盛り込むこと。

7 情報管理

ア 情報セキュリティシステムについて

個人情報直接扱うことになることから、情報管理を適切に行うことができるよう、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）または JAB と相互認証している認定機関に認定された審査登録機関により、ISO27001 の認証を取得している、マネジメント審査資格取得者が本業務に従事すること。

イ 情報セキュリティに関する研修について

本業務に関する守秘義務や個人情報保護に関する内容の徹底を図るため、本業務に従事するものに対し、ISO27001 に準拠した研修を年1回以上実施すること。

8 委託料の支払い方法

受託者は、月例報告書により委託者による検査を受け、合格したときは各月の期間ごとの契約金額の支払を請求することができる。

9 業務実施上の注意事項

- (1) 受託者はこの仕様書及び付帯する別紙に従い、委託業務履行に関する法令を遵守して当該業務を行うこと。
- (2) 個人情報の取扱いについては、別紙3「個人情報取扱注意事項」によること。
- (3) 業務の実施にあたり、委託者が不相当であると認める事項については、受託者は直ちに業務改善の措置を講じなければならない。また、委託者は業務実施に支障が生じていると判断したときは、受託者に対して研修講師等の変更を求める場合がある。
- (4) 委託業務の実施中に、受託者の故意または過失により問題となる事故等が発生した場合には、受託者は速やかに報告書をまとめ、委託者に提出するとともに、受託者の責任において処理をすること。
- (5) 業務遂行に必要な用具及び消耗品は、研修会場、説明会会場で教育委員会若しくは当該学校の承認を得たものを除いて受託者の負担とする。
- (6) 業務上の疑義が生じたときは必ず委託者の指示を受けて実施すること。

10 その他

この仕様に定めが無い事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

調査対象学校

1 対象学校数 310校

2 対象学校

(1) 小学校 198校

札幌市立中央小学校
札幌市立山鼻小学校
札幌市立幌西小学校
札幌市立桑園小学校
札幌市立幌南小学校
札幌市立円山小学校
札幌市立二条小学校
札幌市立日新小学校
札幌市立緑丘小学校
札幌市立盤溪小学校
札幌市立宮の森小学校
札幌市立伏見小学校
札幌市立大倉山小学校
札幌市立三角山小学校
札幌市立山鼻南小学校
札幌市立資生館小学校
札幌市立北九条小学校
札幌市立幌北小学校
札幌市立白楊小学校
札幌市立新琴似小学校
札幌市立屯田小学校
札幌市立新川小学校
札幌市立篠路小学校
札幌市立茨戸小学校
札幌市立鴻城小学校
札幌市立和光小学校
札幌市立光陽小学校
札幌市立新陽小学校
札幌市立新琴似北小学校

札幌市立新川中央小学校
札幌市立新琴似西小学校
札幌市立太平小学校
札幌市立新琴似南小学校
札幌市立篠路西小学校
札幌市立新光小学校
札幌市立拓北小学校
札幌市立屯田南小学校
札幌市立北陽小学校
札幌市立新琴似緑小学校
札幌市立太平南小学校
札幌市立あいの里西小学校
札幌市立屯田西小学校
札幌市立あいの里東小学校
札幌市立百合が原小学校
札幌市立屯田北小学校
札幌市立苗穂小学校
札幌市立北光小学校
札幌市立美香保小学校
札幌市立札幌小学校
札幌市立丘珠小学校
札幌市立札幌苗小学校
札幌市立栄小学校
札幌市立福移小学校
札幌市立中沼小学校
札幌市立北園小学校
札幌市立元町小学校
札幌市立北小学校
札幌市立明園小学校
札幌市立本町小学校
札幌市立栄西小学校
札幌市立栄北小学校
札幌市立元町北小学校
札幌市立栄東小学校
札幌市立札幌苗北小学校
札幌市立東光小学校

札幌市立栄南小学校
札幌市立伏古小学校
札幌市立開成小学校
札幌市立栄町小学校
札幌市立栄緑小学校
札幌市立東苗穂小学校
札幌市立伏古北小学校
札幌市立札幌苗緑小学校
札幌市立東橋小学校
札幌市立白石小学校
札幌市立上白石小学校
札幌市立大谷地小学校
札幌市立本郷小学校
札幌市立南郷小学校
札幌市立本通小学校
札幌市立東札幌小学校
札幌市立北郷小学校
札幌市立東白石小学校
札幌市立北白石小学校
札幌市立西白石小学校
札幌市立北都小学校
札幌市立幌東小学校
札幌市立平和通小学校
札幌市立南白石小学校
札幌市立菊水小学校
札幌市立川北小学校
札幌市立東川下小学校
札幌市立米里小学校
札幌市立信濃小学校
札幌市立小野幌小学校
札幌市立新札幌わかば小学校
札幌市立共栄小学校
札幌市立ひばりが丘小学校
札幌市立厚別西小学校
札幌市立厚別北小学校
札幌市立大谷地東小学校

札幌市立厚別通小学校
札幌市立厚別東小学校
札幌市立もみじの丘小学校
札幌市立もみじの森小学校
札幌市立ノホロの丘小学校
札幌市立豊平小学校
札幌市立東園小学校
札幌市立旭小学校
札幌市立月寒小学校
札幌市立平岸小学校
札幌市立美園小学校
札幌市立豊園小学校
札幌市立西岡小学校
札幌市立中の島小学校
札幌市立月寒東小学校
札幌市立羊丘小学校
札幌市立東山小学校
札幌市立平岸西小学校
札幌市立しらかば台小学校
札幌市立南月寒小学校
札幌市立みどり小学校
札幌市立福住小学校
札幌市立西岡南小学校
札幌市立平岸高台小学校
札幌市立あやめ野小学校
札幌市立西岡北小学校
札幌市立清田小学校
札幌市立有明小学校
札幌市立三里塚小学校
札幌市立北野小学校
札幌市立清田南小学校
札幌市立北野台小学校
札幌市立北野平小学校
札幌市立清田緑小学校
札幌市立平岡小学校
札幌市立真栄小学校

札幌市立平岡南小学校
札幌市立平岡中央小学校
札幌市立美しが丘小学校
札幌市立平岡公園小学校
札幌市立美しが丘緑小学校
札幌市立藻岩小学校
札幌市立南小学校
札幌市立定山溪小学校
札幌市立簾舞小学校
札幌市立常盤小学校
札幌市立藤の沢小学校
札幌市立駒岡小学校
札幌市立澄川小学校
札幌市立澄川西小学校
札幌市立藻岩北小学校
札幌市立藤野小学校
札幌市立南の沢小学校
札幌市立北の沢小学校
札幌市立藻岩南小学校
札幌市立澄川南小学校
札幌市立石山東小学校
札幌市立藤野南小学校
札幌市立真駒内公園小学校
札幌市立真駒内桜山小学校
札幌市立石山緑小学校
札幌市立琴似小学校
札幌市立琴似中央小学校
札幌市立発寒小学校
札幌市立山の手小学校
札幌市立手稲東小学校
札幌市立手稲宮丘小学校
札幌市立発寒西小学校
札幌市立八軒小学校
札幌市立二十四軒小学校
札幌市立発寒南小学校
札幌市立西小学校

札幌市立西野小学校
札幌市立発寒東小学校
札幌市立西野第二小学校
札幌市立八軒西小学校
札幌市立福井野小学校
札幌市立山の手南小学校
札幌市立西園小学校
札幌市立八軒北小学校
札幌市立平和小学校
札幌市立手稲中央小学校
札幌市立手稲西小学校
札幌市立手稲北小学校
札幌市立手稲鉄北小学校
札幌市立手稲山口小学校
札幌市立富丘小学校
札幌市立前田小学校
札幌市立前田北小学校
札幌市立新陵小学校
札幌市立稲穂小学校
札幌市立前田中央小学校
札幌市立稲積小学校
札幌市立新発寒小学校
札幌市立西宮の沢小学校
札幌市立新陵東小学校
札幌市立星置東小学校

(2) 中学校 97校

札幌市立柏中学校
札幌市立中央中学校
札幌市立中島中学校
札幌市立啓明中学校
札幌市立向陵中学校
札幌市立伏見中学校
札幌市立宮の森中学校
札幌市立山鼻中学校
札幌市立北辰中学校

札幌市立新琴似中学校
札幌市立篠路中学校
札幌市立北陽中学校
札幌市立新琴似北中学校
札幌市立新川中学校
札幌市立光陽中学校
札幌市立太平中学校
札幌市立屯田中央中学校
札幌市立篠路西中学校
札幌市立新川西中学校
札幌市立上篠路中学校
札幌市立あいの里東中学校
札幌市立屯田北中学校
札幌市立美香保中学校
札幌市立北栄中学校
札幌市立札幌中学校
札幌市立福移中学校
札幌市立東栄中学校
札幌市立明園中学校
札幌市立栄中学校
札幌市立札幌中学校
札幌市立栄南中学校
札幌市立元町中学校
札幌市立丘珠中学校
札幌市立栄町中学校
札幌市立札幌北中学校
札幌市立幌東中学校
札幌市立白石中学校
札幌市立日章中学校
札幌市立柏丘中学校
札幌市立東白石中学校
札幌市立北白石中学校
札幌市立北都中学校
札幌市立米里中学校
札幌市立信濃中学校
札幌市立もみじ台中学校

札幌市立もみじ台南中学校
札幌市立青葉中学校
札幌市立厚別中学校
札幌市立厚別南中学校
札幌市立上野幌中学校
札幌市立厚別北中学校
札幌市立八条中学校
札幌市立月寒中学校
札幌市立平岸中学校
札幌市立陵陽中学校
札幌市立羊丘中学校
札幌市立東月寒中学校
札幌市立西岡中学校
札幌市立中の島中学校
札幌市立西岡北中学校
札幌市立あやめ野中学校
札幌市立清田中学校
札幌市立北野中学校
札幌市立平岡中学校
札幌市立北野台中学校
札幌市立真栄中学校
札幌市立平岡中央中学校
札幌市立平岡緑中学校
札幌市立藻岩中学校
札幌市立石山中学校
札幌市立定山溪中学校
札幌市立簾舞中学校
札幌市立常盤中学校
札幌市立真駒内中学校
札幌市立澄川中学校
札幌市立真駒内曙中学校
札幌市立藤野中学校
札幌市立南が丘中学校
札幌市立琴似中学校
札幌市立陵北中学校
札幌市立八軒中学校

札幌市立手稲東中学校
札幌市立発寒中学校
札幌市立西陵中学校
札幌市立西野中学校
札幌市立八軒東中学校
札幌市立宮の丘中学校
札幌市立福井野中学校
札幌市立手稲中学校
札幌市立手稲西中学校
札幌市立稲陵中学校
札幌市立前田中学校
札幌市立稲積中学校
札幌市立稲穂中学校
札幌市立新陵中学校
札幌市立前田北中学校
札幌市立星置中学校

(3) 分校 2校

札幌市立幌北小学校・北辰中学校 ひまわり分校
札幌市立平岸高台小学校・平岸中学校 のぞみ分校

(4) 中等教育学校 1校

市立札幌開成中等教育学校

(5) 高等学校 7校

市立札幌旭丘高等学校
市立札幌大通高等学校
市立札幌新川高等学校
市立札幌平岸高等学校
市立札幌清田高等学校
市立札幌藻岩高等学校
市立札幌啓北商業高等学校

(6) 特別支援学校 5校

札幌市立山の手養護学校（小学部、中学部、高等部）
札幌市立豊成養護学校（小学部、中学部）

札幌市立北翔養護学校（中等部、高等部）
市立札幌豊明高等支援学校
市立札幌みなみの杜高等支援学校

- ※ 受託者には、学校名、学校所在地、管理職氏名、電子メールアドレスを記載したリストを送付する。

リスクポイント算出表

(別紙2)

大分類	小分類	リスクポイント	危険度高(+3ポイント)	危険度中(+2ポイント)	危険度低(+1ポイント)
いじめ・中傷	暴力表現	5	人命に関わる現在進行形や実行性の高い情報/表現	対象の心身に危害を加える可能性がある	噂、願望、過去(完了)の事例
	中傷表現・悪評	4	特定個人への誹謗中傷	特定個人の心身に悪影響を及ぼす可能性がある表現	悪意が感じられない表現など
不法行為	援助交際・売春/買春	4	現在進行形	実行誘引、予告等	過去の告白、願望、噂
	違法・犯罪	5	人命に関わる現在進行形や実行性の高い情報/表現	対象の心身・財産に危害を加える可能性がある	年齢的に不法な行為過去の告白、願望、噂
トラブル	家出・家出受け入れ	3	現在進行形	実行誘引、予告等	過去の告白、願望、噂、受け入れ先情報
	自傷・自殺	5	人命に関わる現在進行形や実行性の高い情報/表現	対象の心身に危害を加える可能性がある表現	噂、願望、過去(完了)の事例
個人情報の流布	他者の個人情報を公開	3	個人が特定出来得る情報	個人が推測出来得る情報	個人情報掲載の誘引行為
	自身の個人情報を公開	2	個人が特定出来得る情報	個人が推測出来得る情報	個人情報である可能性のある情報
その他	不適切な行為・行動	2	不法ではないが社会通念上不適切な行為・行動	規律違反・不真面目	願望、噂、誘引行為
	学校に関する話題	1	校舎・器物の破壊など、学校への犯行予告	学校の悪評	その他、学校に対する反発行動の呼びかけなど

ポイント合計	リスクレベル	報告の頻度
7~8	リスク高	検出次第即時、緊急連絡
6	リスク中	週に一度の報告
2~5	リスク低	巡回調査終了後、まとめて報告(年4回)

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。